

介護従事者確保総合推進事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用して実施する介護従事者確保総合推進事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

事業の内容について、細事業ごとに、次のとおり定める。

(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業

ア 目的

中・高校生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さや魅力などを伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来にわたって福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

下記ウの対象者が、(ア)から(ウ)を実施した場合に、負担した費用の一部を助成する。
なお、(ウ)は単独実施不可であり、(ア)、(イ)の両方またはいずれかを実施した場合に補助対象とする。

(ア) 学生及び地域住民を対象に、福祉・介護職場での体験や現役の介護職員等との意見交換

(イ) 学生及び地域住民を対象とした福祉・介護の魅力等の普及啓発に資するセミナー、講演会等の行事等の開催

(ウ) その他本事業の目的に合致すると認められる取組

ウ 対象者

(ア) 道内に設置されている養成施設

(イ) 市町村

(ウ) その他知事が適当と認める団体

(2) キャリアパス支援等研修事業

ア 目的

福祉・介護サービスに従事する者が、自らの職種に誇りと将来展望を持って働くことができるよう、キャリアパスを見据えた研修等の実施や、介護福祉士国家試験の受験資格要件となる「実務者研修」等の受講促進に資する事業を実施することにより、福祉・介護人材の資質向上や定着支援を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) キャリアパス支援研修事業

養成施設等が、次に掲げるキャリア形成を促進するための研修を実施した場合に、研修に要する費用について助成する。

a 研修内容

(a) 福祉・介護サービスに従事する者の資格取得や知識・技術力のレベルアップのための研修

(b) チームリーダーや初任者等の指導的立場としての視点や技術等を習得するための研修

(c) その他人材の定着支援に資する研修として知事が認める研修

b 対象者

(a) 道内に設置されている養成施設等

(b) 市町村

(c) 福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体

(d) 5つ以上の福祉・介護サービスに係る施設・事業所（以下、「施設等」という。）で構成され、かつその過半数が次に掲げる要件のいずれかを満たす団体（以下、「ユニット」という。）であって、知事が認めるものとする。

- ① 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所
- ② 運営している施設等の種類及び数が単一である法人の施設等
ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所(定員20人以下)が併設されている施設は対象とする。
- ③ 少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

(e) その他知事が適当と認める団体

c その他

(a) 事業実施の養成施設や団体、ユニットの代表施設等に対して、補助金を交付する。

(b) ユニット構成施設等は次の事項を満たす協定書を締結し、各構成員が記名押印の上、保有するものとする。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 構成員の住所及び氏名
- ④ 代表者の名称
- ⑤ 代表者の権限
- ⑥ 構成員の連帯責任
- ⑦ 協定書に定めのない事項

(c) 介護職員初任者研修などの、公的に制度化されている事業は対象としない。

(d) 施設等の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。

(イ) 実務者研修等支援事業

福祉・介護サービス事業者等が、現任職員に介護福祉士国家試験の受験資格要件となる「実務者研修」等を受講させる際に、代替職員を新たに雇用した場合、派遣職員を依頼した場合及び既に雇用している非常勤職員の勤務日を増やすことで代替する場合にその雇用に要する人件費等の一部を助成する。

a 対象者

- (a) 福祉・介護サービス事業者
- (b) その他知事が適当と認める団体

b 対象研修

- (a) 介護福祉士実務者研修
- (b) 介護職員初任者研修
- (c) 喀痰吸引等研修
- (d) 認知症介護実践者研修
- (e) 認知症介護実践リーダー研修
- (f) 生活援助従事者研修

c その他

代替職員を直接雇用する場合の人の人件費のほか、労働者派遣事業者を利用した場合には、派遣契約に伴う派遣料も補助対象とする。

(3) 介護事業所内保育所運営支援事業

ア 目的

介護サービス施設・事業所に従事する職員のために保育所を運営する事業について助成し、介護従事者の離職防止及び再就業を促進する。

イ 事業の内容

道内の介護サービス施設・事業所内保育所に対し、運営費の一部を助成する。

ただし、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」における給付等の両立支援事業及び公益財団法人児童育成協会が実施する「企業主導型保育助成事業」との重複補助は認めない。

ウ 事業の対象者

設置主体が民間、公的施設及び市町村(一部事務組合を含む)で、以下に掲げる介護事業所内保育所の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している、介護保険法に基づく介護サービス施設・事業所の設置者とする。

〈施設種別〉

区分	児童数	保育士等数	保育時間	保育料
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	児童1人当たり 月額平均10,000円 以上
A型	4人以上			
B型	10人以上	4人以上	10時間以上	
B型特例	30人以上			

エ (補助対象者の義務)

補助対象者は、設備及び運営について児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重するものとする。

(4) 介護未経験者に対する研修支援事業

ア 目的

「介護職員初任者研修等指定事業者」が実施する、「介護職員初任者研修等」の費用を支援することで、介護分野での就業希望者の資格取得に係る費用を軽減し、着実な雇用を図る。

イ 事業の内容

介護職員初任者研修等指定事業者が、介護分野での就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している受講者及び介護サービス施設・事業所で就労する初任段階における介護職員の受講者に対して、介護職員初任者研修等の受講料を減免する際に、その減免分の費用の一部を助成する。

(ア) 実施主体

介護職員初任者研修等指定事業者

(イ) 補助対象者(対象者要件)

介護分野への就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している者(介護職員として就業中の者は除く)及び介護サービス施設・事業所で就労する初任段階における介護職員(通算従事年数が概ね3年以内)

(5) 介護助手普及促進事業

ア 目的

介護を必要としない就労意欲のある高齢者や主婦などの地域の人材を、介護現場における周辺業務を担う人材として確保・育成する事業について助成し、介護現場への就労促進を図るとともに、専門職が専門性を発揮し働くことができる環境の整備及び介護職員の職場定着を推進する。

イ 事業の内容

下記ウの対象者が、(ア)から(ウ)を実施した場合に、負担した費用の一部を助成する。なお、(ア)及び(イ)は必須事業とする。

(ア) 業務を担う人材の確保に向けた説明会及びジョブマッチングの実施

(イ) 直接介助以外の補助業務を担う人材に対するOFFJT研修の実施

(ウ) 職場での業務に関する OJT 研修の実施

ウ 事業の対象者

(ア) 介護サービス事業所

(イ) 介護サービス事業所で構成される団体及び市町村

(ウ) その他知事が適当と認める団体

(6) 外国人留学生生活支援事業

ア 目的

道内の介護サービス事業所等が、道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍する留学生に対して行う奨学金等の一部を助成することで、介護福祉士資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護職員として雇用しようとする介護サービス事業所等の負担を軽減することを目的とする。

イ 事業の内容

道内の介護サービス事業所等が、道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍する留学生に対して、学費等及び居住費などの生活費を奨学金等として貸し付ける場合に、その費用の一部を補助する。

ウ 補助対象者

道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、介護サービス事業所等が道内にある場合は対象とする）

エ 対象経費

a 道内の介護福祉士養成施設に在学する留学生に対する奨学金等

(a) 学費等（授業料、入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用）

(b) 居住費などの生活費

b 道内の介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍する留学生に対する奨学金等

(a) 学費

(b) 居住費などの生活費

(7) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

ア 目的

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下、「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士資格を取得できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行う。

イ 事業の内容

外国人介護福祉士候補者の受入れ施設（以下「受入施設」という。）における次の掲げる経費を助成する。

(ア) 外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費

(イ) 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

(ウ) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

ウ 補助対象者

道内の受入施設の法人（法人本部が道外の場合であっても、受入施設が道内にある場合は対象とする。）

3 その他

上記各事業の実施に関しては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年（2015 年）8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年（2017 年）4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019 年）8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。